令和5年度 第8回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時: 令和5年10月20日(金) 午後2時30分から午後2時50分まで

2. 場所: 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者:

【委員】(13名)

【事務局】

(事務局長)上野 孝弘 (係長)稲垣 重夫 (主査)中田 奈穂美 (主査)増尾 尚之 (産業文化局長)長谷川 賢司 (産業文化総括室長)杉原 和彦

4. 欠席者: 1名

5 傍聴者: 0名

6. 議事案件:

【議案第19号】 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件

14番 庄治 郁夫

【報告第21号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第22号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第23号】 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件

【報告第24号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件

【報告第25号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長ご出席の皆様、本日は御苦労様でございます。

定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 13 名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、7番木下委員 と 8番亥野委員を議事録署名委員に指名します。

議長
それでは、これより議案の審議に入ります。

議案第19号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第19号について説明いたします。

【議案書朗読】

本申請地は市街化調整区域となっておりますので、農地法第4条第1項の規定に基づき、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することとなります。県知事へ意見書を送付するにあたり、「立地基準」と「一般基準」の両方を満たさない場合は許可されないため、農業委員会として、基準を満たしているか、確認するものです。

それでは、資料をご覧ください。

【資料朗読】

申請書類等を確認したところ、地元農会長の同意書の添付もあり、周辺農地への影響についても問題ないと判断されます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終りました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

庄治委員、お願いします。

庄治委員 議案第19号についてご説明いたします。

申請農地については、配布の地図のとおりです。

申請農地の転用については、特段周辺農地への影響もなく、特に問題ないと思われます。 以上で、地元委員からの説明は終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第19号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、 「許可」すべきとの意見書をつけて県知事に進達することにしてご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第19号につきましては、「許可」すべきとの意見を県 知事に進達することとします。 これより、報告案件に入ります。

まず、報告第21号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第21号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長 専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第22号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長 専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第23号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第23号について説明いたします。

【議案書朗読】

賃貸人と賃借人の連名で、農地の貸借について、双方合意による解約が成立したことが通知 されたものです。

通知書には、合意解約書及び印鑑証明書が添付されており、合意による解約が確認できた ため、通知書を受理しましたので、報告いたします。

議長事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか

委員 (質問なし)

議長質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第24号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。 事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第24号について説明いたします。

【議案書朗読】

議長 事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第25号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第25号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を 交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終りました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

上記議事録を正当と認め、署名する。

午後2時50分 終了

(議長)			
(委員)			
(委員)			